

離婚または離婚協議中に伴う児童手当の受給者変更をお考えの場合

児童手当は、原則、父母のうち所得の高い方が受給者となります。父母が離婚した場合は、所得の状況に関わらず、お子様と住民票上同居している父母いずれかに支給されます。

離婚等に伴い受給者変更を希望される場合は、下記の要件を満たしたうえで、変更の手続きが必要です。

◆受給者変更の要件(①~③すべて)

- ①受給者(元配偶者)と、ご自身の世帯が住民票上別世帯であること。
※同一住所でも世帯が別であれば可。
- ②ご自身と児童が同一の世帯であること。
- ③離婚または、離婚協議中の事実を客観的に証する書類を提出できること。

◆必要書類

- 振込先金融機関口座の確認書類(住民登録上の氏名と一致する必要があります)
- 離婚または、離婚協議中の事実を客観的に証する書類(下記のうちいずれか一つ)
 - ・離婚の記載がある戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または離婚届の受理証明書
 - ・離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本
 - ・調停期日呼び出し状の写し(夫婦関係調整申立事件(離婚)のもの)
 - ・家庭裁判所における事件係属証明書(夫婦関係調整申立事件(離婚)のもの)
 - ・公的機関から発行された書類(離婚裁判に係る控訴状の副本など)
 - ・弁護士などの第三者により作成された書類(弁護士からご自身あてに送付された離婚協議の進捗状況に係る報告書など)等
- ※「離婚または、離婚協議中の事実を客観的に証する書類」はすべて、児童父母の氏名・離婚協議中であることがわかる文言・証明日(申立日)・第三者の押印が必要です。
裁判所が発行する書類は、裁判所の印が必要です。
- ※夫婦関係調整(円満)や婚姻費用分担調停等では、受給者変更の受付はできません。

◆申請の期限・期間

- 上記「受給者変更の要件」(①~③すべて)を満たした日以降に、受給者変更の手続きが可能となります。
- 現受給者(元配偶者)との別居日または、離婚(協議)日のいずれか遅いほうの日付の翌日から数えて15日以内に申請してください。
15日を過ぎると、手当を受給できない月が生じる場合があります。

◆ご注意点

- 現受給者(元配偶者)の手当は認定と同時に職権で消滅いたします。認定の通知と同時に、現受給者へ消滅の通知を発送いたしますので、ご承知おきください。
- 児童手当の受給者が変わらない場合であっても、姓(名字)が変わった場合は、振込口座の変更手続きが必要です。(支給口座の名義は、住民登録上の氏名と一致する必要があります)
- 離婚等に伴って松戸市外に転出する場合で、転出先で児童手当の受給者変更を希望される場合は、転出先の自治体での手続きが必要です。必要な手続きにつきましては、転出先の自治体にお問合せください。

※ご不明な点がある場合は、お問合せください。